

やまぐちの生物を守ろう!

## 山口県の指定希少野生動植物種

新たに「**イシドジョウ**」と「**ギフチョウ**」が  
指定されました。

山口県は多彩で豊かな自然に恵まれ、多くの野生動植物が生息しています。  
しかし、自然環境等の変化により、その多くに絶滅のおそれが生じています。  
県では、絶滅のおそれが高く、特に保護を図る必要がある野生動植物を『指定希少野生動植物種』に指定し、保護しています。  
近年、絶滅のおそれが高い野生動植物が増加し、さらなる保護対策が必要であることから、このたび、新たに動物2種(イシドジョウ、ギフチョウ)を指定しました。



やまぐちの動植物を守り、  
生物多様性を未来へ  
つないでいきましょう。

山口県



# 山口県の指定希少野生動植物種について

山口県では、『山口県希少野生動植物種保護条例』に基づき、県内の希少な動植物種のうち、特に保護を図る必要があるものを指定希少野生動植物種として指定し、保護しています。

## キビヒトリシズカ

(センリョウ科)

▶平成18年3月指定



樹林下の半陰地に生育する。生育地が限定されており、個体数も少数。採集、植生遷移等により生息環境が悪化。

## ホソバナコバイモ

(ユリ科)

▶平成18年3月指定

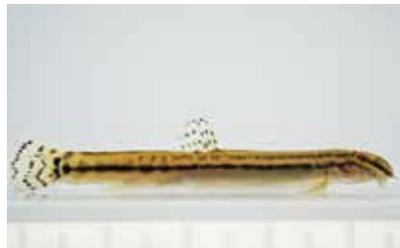


山地の日当たりのよい草地等に生育する。生育地がきわめて限定されており、個体数もごく少数。採集、土地開発、動物の食害により生息環境が悪化。

## イシドジョウ

(ドジョウ科)

▶令和4年3月指定



河畔林が豊かな河川に生息する。多くの生息地で生息が確認できず、個体数も減少。捕獲、河川工事等により生息環境が悪化。

## ギフチョウ

(アゲハチョウ科)

▶令和4年3月指定



落葉広葉樹林の周辺に生息する。多くの生息地が衰退し、個体数も減少。捕獲、植生遷移による活動場所の喪失と食草(カンアオイ属)の衰退により生息環境が悪化。

### 指定希少野生動植物種に関する規制について

- 指定希少野生動植物種(以下「指定種」)を捕まえる・採取する・傷付ける事は禁止されています。
- 条例に違反して捕獲等をした指定種を売る・譲る・譲り受ける事も違反になります。
- 違反した場合は、懲役又は罰金などの罰則が科せられることとなります。
- ただし、研究・保護等が目的の場合は、知事の許可を受けて捕獲や採取ができます。

### こんな場合はどうすればいいですか？

- Q. 指定種が販売されてるところや捕獲等をしているのを目撃した場合、どうしたらいいですか？
- ▶ A. 県自然保護課又は最寄りの警察署へ連絡してください。
- Q. 指定前から指定種を飼育している場合はどうなりますか？
- ▶ A. 指定前から飼育されている個体は、規制の対象外です。大切に飼育を続けてください。

### 希少な動植物の保護と生物多様性の保全のためにできる行動と心がけ

● 県内のいろいろな地域で実施されている自然保護活動や観察会に参加してみましょう。

● 自然の植物や動物をむやみに持ち帰ったり、その生息地等以外の場所に移動させないようにしましょう。

● 野外観察をするときは、周辺の環境に配慮し、自然の状態のままで観察しましょう。

条例や希少種について詳しく知りたい方は、県自然保護課のウェブページをご覧ください。

発行

山口県環境生活部 自然保護課 自然・野生生物保護班  
山口県山口市滝町1番1号

TEL:083-933-3050

令和4年3月発行

